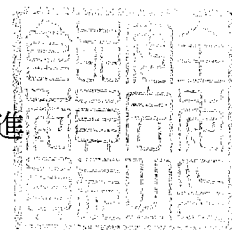




府食第95号  
平成26年1月27日

農林水産大臣  
林 芳正 殿

食品安全委員会  
委員長 熊谷 進



食品健康影響評価について（回答）

平成26年1月22日付け25消安第4796号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、下記のとおり回答します。

記

本改正の対象である「組換えDNA技術によって最終的に宿主に導入されたDNAが、当該宿主と分類学上の同一の種に属する微生物のDNAのみである場合」又は「組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に明らかに該当する微生物（以下「当該微生物」という。）を利用して製造された飼料又は飼料添加物は、従来の微生物を利用して製造された飼料又は飼料添加物と比較して、それらを摂取した家畜に由来する畜産物が人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる。

本改正は、既に平成26年1月7日付け府食第19号で食品健康影響評価について回答した食品等の告示改正の内容と同様であり、リスク管理機関において、当該告示改正の際に厚生労働省から示された判断基準と同等の判断基準を作成し、当該微生物に該当するかどうかについて事業者が判断できるよう、適切なリスク管理措置が講じられる限りにおいては、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

なお、本件については、飼料又は飼料添加物自体についての評価ではないことを念のため申し添える。